Tochigi Architect Office Association Bulletin

2013
1
No.96

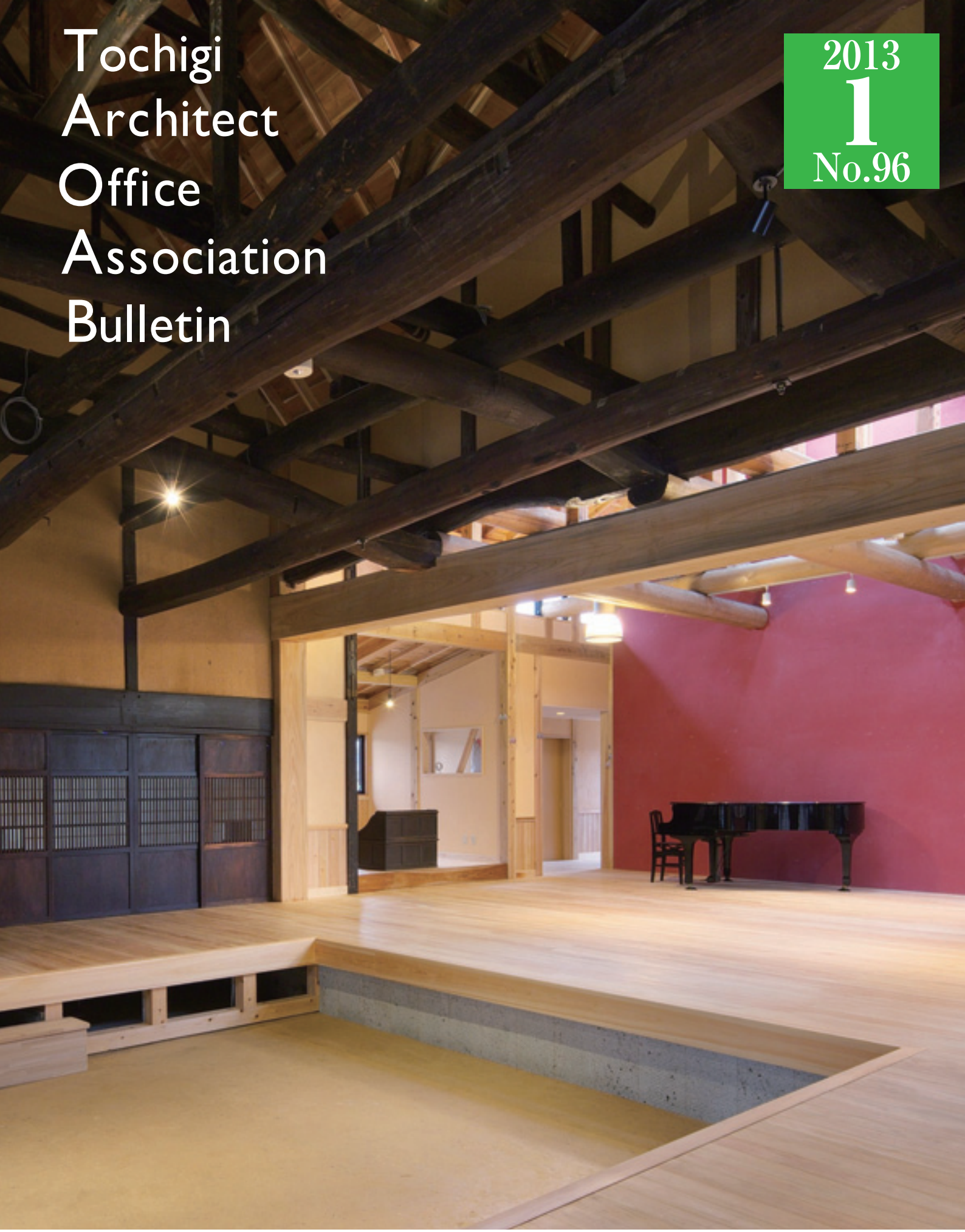

社団法人栃木県建築士事務所協会会報

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

一　誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。

一　健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。

一　自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。

一　設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。

一　互いに信頼を深め、連帯の精神をもって、職務を全うします。

平成20年５月

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 栃木県建築士事務所協会

2013/1　No.96　目次

表紙紹介

陽だまり保育園

所在地：高根沢町
規模・面積：鉄骨造 157㎡／木造 460㎡

古民家再生プロジェクトにより、埼玉県から築 250 年の古民家を移転し、現代の近代的で洗練された、機能的で快適手間いらずな空間ではなく、むしろ昔のライフスタイルの原始的（＝シンプル）で直接的（＝ダイレクト）な保育環境を作り上げました。

陽だまり保育園の目指す「認識保育」の場として、人類の不変的な発達段階を、あせらずゆっくり、じっくり、丁寧に五感豊かに体験できるように・・・

㈱安藤設計

年頭ご挨拶

社団法人 栃木県建築士事務所協会
会　長　佐々木　宏　幸

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年末の政権交代により、本年は我が国が新たな展開を迎える重要な一年となると考えております。東日本大震災を契機として明らかになった都市計画上の諸問題や、厖大な量の既存インフラの老朽化等に対し、私たちは、新政権の対応に期待するだけでなく、私たち建設業界に何ができるか、何をすべきかを真剣に考えていかなければなりません。又県政においては県央地域のＬＲＴを含む新交通システムの導入による地域経済の活性化に大いに期待しております。

さて、平成24年10月より国土交通省の社会基本審議会に新たに建築基準制度部会が設けられました。目的は現状での社会インフラのストック活用、東日本大震災を経験し又新たな大災害が多数予測できる中で、今後の建築基準制度はどうあるべきかを考えることです。多様化・高度化するニーズに対応した建築の整備や、ＢＩＭやスマートグリッド等新技術の導入の円滑化、安全・安心が確保された良質でサスティナブルな社会構築による今後の災害・事故等への対策の推進、建築ストックの再整備と活用への取り組み等を推進するため、具体的な検討を始めました。当面は特に見直しの要請の強い、①「公共建築物の原則木造」を踏まえた木造建築関連基準等のあり方、②実行性が確保された効率的な構造計算適合性判定制度等のあり方、③既存建築物の質の確保・向上に向けた耐震改修の促進に関する法律等のあり方を検討していきます。又当協会に於いては昨年に引き続き、建築士事務所が建物のライフサイクル全体にわたってワンストップの担い手として継続的に関わっていくためのツールであるBIMの第４回目の講習会の開催、改正省エネ法による「建築環境総合性能評価システム（CASBEE)」の概要の講習会、スマートシティ･スマートハウスに関する講習会、賛助会員による新商品・新技術講習会等、建築設計・監理という専門職に従事する私たちにとって必要な技術力を維持するための様々な講習会等を継続的に開催してまいります。又更に「管理建築士講習会」が法的に義務付けられたために一時休止しておりました「開設者・管理建築士定期講習会」を今年度から再開することとしました。これは全国的に建築士の継続教育としての定期講習が義務付けられているのに、開設者・管理建築士の継続教育がなされていないという矛盾を解消するための講習会となります。

本年は当協会、各単位会、連合会共に建築主の安心・利益の保護、トラブルの防止、紛争の解決、建築の質の向上、当団体の自律的監督体制の強化のために引き続き（仮称）建築士事務所法の立法を目指します。それにより私たちは公共的価値を具現化する質の高い建築を創造し維持していくという基本理念を実現し、建築設計・監理の仕事が社会から正当に評価されるとともに、建築士事務所が建築や街づくりの主体として認知され社会的信頼の確保と地位向上の実現のために当協会の次なる発展のステージへ飛躍するための足元固めの年ととらえ、会員の皆様とともに前進してまいりたいと思います。引き続き皆様のご協力を心よりお願い申し上げ新年の挨拶と致します。

平成25年　新年知事あいさつ

栃木県知事
福　田　富　一

社団法人栃木県建築士事務所協会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

私は、昨年の知事選挙におきまして、多くの県民の皆様の御支援をいただき、引き続き県政を担わせていただくこととなりました。今、改めてその責任の重さを実感いたしますとともに、県内各地でお伺いした県民の皆様の切実な声やふるさと“とちぎ”に対する熱い思いに応え、県民中心・市町村重視の県政を引き続き推進していく決意であります。

今日、我が国には、長引く景気の低迷、国と地方を通じた厳しい財政状況、持続可能な社会を構築するための社会保障と税のあり方、そして、東日本大震災からの復興やエネルギー政策など、様々な課題が山積しており、多くの国民は将来に対して漠然とした不安感や閉塞感を抱いているところであります。

こうした現状を打破し、子どもたちに明るく確かな未来を拓いていくためには、すべての基本を「人」に置き、そして、「人」に身近な存在である地方から活力を生み出し、元気を取り戻していくことが重要であり、その先頭に本県が立ちたいと考えております。

そのため、３年目を迎える栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の着実な推進はもとより、大震災の経験を教訓とし、安全安心な暮らしを支えるため、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を講じることにより、「災害に強い“とちぎ”」の実現に取り組みます。

なかでも県有施設や県立学校の耐震化対策、民間住宅の耐震診断、改修促進施策については、今後とも計画的に進めて参りますので、会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、「人づくり」を引き続き政策の中心に据え、人を育み、すべての人が力を発揮することができる社会づくりに積極的に取り組み、「人が輝く“とちぎ”」の実現を図って参ります。そして、子育てや介護、福祉など安全安心な暮らしを支える施策の充実等による「支え合い思いやる“とちぎ”」、県民誰もが健康であり続けることができる「健康長寿“とちぎ”」、県民一人ひとりが豊かさを実感できる「成長力あふれる“とちぎ”」、本県のかけがえのない環境を未来に引き継ぐ「環境を守り活かす“とちぎ”」の実現を図って参ります。

さらに、財政健全化への取組や行政改革、地方分権、さらにはとちぎブランドの確立や発信力の向上など“とちぎ”のさらなる飛躍に向け、「揺るぎない基盤“とちぎ”」づくりに努めて参ります。

知事３期目の新たな年を迎えるに当たり、私は、“チームとちぎ”のリーダーとして、人が輝き、人が集う「日本一元気な“とちぎ”」を目指し、全身全霊を傾けて参りたいと考えておりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御支援をよろしくお願いします。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、県民の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

平成25年１月

特　集

アジアのクラウドコンピューティングの中心地 シンガポールへの視察・研修の旅

中でも一番の人気スポット観光地 CM で話題沸騰

Marina・Bay・Sands Skypark

平成24年
10月18日(木)～21日(日)

今回の視察・研修会は、２泊４日という強行スケジュールの中、参加者32名というこれまでにない大規模で行なわれ、人数多数のため4班に分け、各集合の際には班長が出席状況を確認し、添乗員と共に全体の行動をとった。

1日目　10月18日(木)

JR 宇都宮東口→ FKD インターパーク→千代田サービスエリア（常磐道）→成田空港→シンガポール・チャンギ空港→マリーナ・ベイ・サンズホテルへ

成田空港を出発

成田空港を予定時刻（AM11:05）より15分遅れで、我々を乗せた全日空 NH0111便はシンガポール・チャンギ空港へ出発した。

シンガポール空港到着

機内の中は、少々アルコールが入り楽しい雰囲気のうちに、（所要時間6時間45分）シンガポール・チャンギ空港に無事到着した。心配された気候も曇り空で思ったより気温が低く、またシンガポールの国花でもあるラン科のバンダミスジョアキム等が我々を優しく出迎

えてくれた。聞くところによるとシンガポールの気候は赤道直下の熱帯モンスーン気候に属しており、一年を通して高温多湿の常夏の国で10月から半年間は雨季の季節になりスコールが多いそうだ。専用のバスはまっすぐあのSMAPがCMで出演した話題のマリーナ・ベイ・サンズホテルへ直行した。道中、シンガポールは別名「ガーデンシティ」と呼ばれるくらい緑豊かで、色とりどりの花が街中に咲きほころび、我々の旅の疲れを癒してくれているようだ。

夕食（マーライオンとのご対面後パームビーチへ）

ホテルに到着後チェックインし、直ぐにマーライオン公園に向かいその一角にあるパームビーチのアウトサイドテーブルにて夜景を楽しみながら夕食。食卓にはエビやナマズ等の海鮮料理が中心。夕食後再びホテルに向かい、それぞれの部屋に。

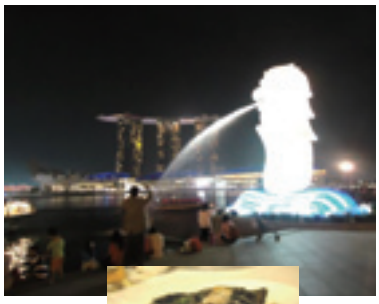

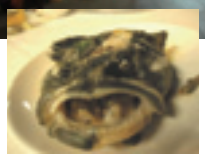

2日目　10月19日(金)

視察・研修

二日目は朝食後、ホテル周りでの建物等の視察組・オプショナルツアーの「セントーサ島」視察組･マレーシア「ジョホールバル」視察組の3班に分かれ､それぞれの研修場所へ。

1）ホテル周りでの建物等　視察・研修

シンガポールは淡路島ぐらいの大きさですが、そんな小さな場所で一年間の建設費は２兆円を超えるそうで、日本からの建設業者が目立っていた。

ベイ・サンズホテルの直ぐ隣りの海側に今年6月29日にオープンした「ベイ・サウス・ガーデン」がある。この庭園は現在約54万平方メートルあるそうだが、最終的には100万平方メートルになる予定。この中に｢スーパーツリーズ」と呼ばれる巨大な人工の木（写真参考）の他に、地中海の涼しく乾燥した気候に育つ花や木を展示する「フラワー・ドーム」、高さ35メートルの人口の山から滝が落ちる「クラウド･フォレスト」という2つのドーム施設があり、日本での植物園設計の参考になりそうだ。

2）「セントーサ島」視察・研修

マーライオンタワーの他に水族館・昆虫館・博物館など素晴らしい建物のほか、南国を漂わせるパラワン・ビーチには「アジア大陸最南端」の碑が建っていた。

3）マレーシア「ジョホールバル」視察・研修

ジョホールバルは、マレー半島最南端に位置し首都クアラルンプールに次ぐ第２の都市。マレーシアの入国審査場を抜けてすぐのところが中心市街地がある。ここは1942年の太平洋戦争の初期に､日本軍が占領した場所。またサッカー日本代表がFIFA ワールドカップ本戦初出場を決めたジョホールバルの歓喜の地として知られる。近年では大規

模な開発計画が進められていて、隣国シンガポールの好調な経済発展の影響もあり急速な発展を遂げている場所でもある。

研修後全員揃って二日目の夕食会場へ

研修の疲れもなく全員ホテルのロビーに集合後、シンガポールの最高級のホテル、ラッフルズホテルの一角にある「ロイヤルチャイナ」へ。食事前にそれぞれの研修内容を発表し、その後、高級感あふれるレストランで中華料理を舌鼓した。夕食後は、ラッフルズアーケードを散策して再びホテルへ。

3日目　10月20日(土)

シンガポール市内観光へ（ベイ・サウス・ガーデン散策～昼食～インド人街見学～ラッフルズ上陸点～マーライオン・パーク見学）

予定にはなかったマリーナ・ベイ・サンズホテルの隣にある今年6月29日にオープンした「ベイ・サウス・ガーデン」に立ち寄り、泊まったホテルを背景にハイポーズ、同行した現地の写真屋さんにたくさんの写真を撮って頂き楽しい時間を過ごす。（ちなみに後で1枚10ドルで購入）その後、健康用品専門店で半数以上の人が1個１万相当の枕（高いか安いかはノーコメント）を購入して昼食会場へ。昼食後、インド人街見学し、ラッフルズの上陸点等を散策し、再び昼のマーライオンパークを見学。

免税店～最後の夜の晩餐会へ

その後免税店に立ち寄り、集合時間を決めていざお土産などの買い物へ。途中スコールや雷にみまわれて、数名が離れた場所で立ち往生するハプニングもあるも、なんとか連絡を取りながらやっと合流（誰かは？）。皆様揃ったところで、最後の晩餐会場である、四川豆花飯荘で四川料理（北京ダック・回鍋肉等）を。飲み物は地ビールに紹興酒、あとの飲み物は持ち込み料を支払って成田空港で購入したウイスキーに焼酎。飲んで食べてお腹がいっぱいになったところで空港へ。ハナ肇か西川きよし似の地元の添乗員（写真参考）レスリーさんと別れを惜しんで帰国の途へ、で途中の機内の中では、皆様よほど疲れたと見え、いびきの音も。

4日目　10月21日(日)

我々を乗せた00：45発全日空 NH0902便は無事成田空港到着。専用のバスにて常磐道の千代田サービスエリアで休憩を取りながら宇都宮へ。

今回の企画運営に関わった栃木県建築士事務所協会の関係者のみなさん、教育情報委員会のみなさん、トチギ旅行開発の戸林様、大変お世話になりました。お疲れ様でした。

ラッフルズホテル

シンガポールにあって最高級のホテルで、客室数は103室、全室がスイートで客室は十分な広さで、シャワーとバスタブが独立している。また中庭に面しているコート・スイートは、宿泊客以外の者が立ち入ることができない構造になっていて、宿泊料金は一泊日本円で10万円前後。この値段は他のシンガポールの高級ホテルと比べて、約2倍ぐらい高く設定されているそうです。

シンガポールの豆知識

世界唯一エンターテインメントアイランドと呼ばれるシンガポールは14世紀頃にはスマトラ島のシュリーヴィジャヤ王国の勢力下にあった。その王国が凋落した後、ジャワのマジャパヒト王国の影響下に置かれ、15世紀にシンガプーラ（ライオンの村）という現在の名前の基となった町名に改められました。16世紀には、マレー半島最南端のジョホールのスルタンが支配下に治めていましたが、イギリスのトーマス・ラッフルズが、19世紀始めに本格的な港を建設し、そのすぐ後には植民地としてイギリスの支配下になった。1941年、太平洋戦争に勝利した日本は、イギリス軍を破りシンガポールを軍政下におき「昭南島」と名付けられ「昭南特別市」という行政区域に。1945年に戦争が終わり、日本の敗戦でイギリスの支配下に戻るが、1963年にマレーシアの一地域として編入された。その後1965年にマレーシアから分離、独立し現在のシンガポールが誕生した。

シンガポール人は華人（中国系）が77%・マレー系が14%・インド系が8%その他１%といった複合民族。面積は967平方 km で淡路島とほぼ同じ面積で、人口密度は世界第2位。年間の建設工事費は2兆円。

日本との時差はマイナス1時間。法律では、ゴミのポイ捨て・喫煙場所以外の喫煙最高1000ドル、その他つばの吐き捨て、チューインガムの国内への持ち込み等も多額の罰金制度があります。いかにマナーに厳しい国か。

法律シリーズ
No.53

相続のお話

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
弁護士　中　澤　浩　平

1　はじめに

生まれた以上、死は避けられません。また、生きていた以上、多かれ少なかれ死後に財産を残すことになります。今回は、なくなってからの３か月間に焦点を当てて、その間に相続人はどのようなことをする必要があるのかを簡単にお話ししたいと思います。なお、遺言のないケースが実際には多数ですので、今回は遺言に関わる問題は扱いません。

2　熟慮期間

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから３か月以内に、相続を承認又は放棄しなければなりません。この３か月のあいだを熟慮期間といい、この期間内に相続人は相続財産を調査し、相続するかしないかを決めることになります。相続放棄等をしないままこの期間を徒過した場合には、相続を単純承認したものと見なされ，被相続人の負債を含む相続財産の全てを承継することになりますので、負債の有無や額が不明な場合には特に注意が必要です。

3　財産調査、熟慮期間の伸長

上記のように、相続人は、熟慮期間内に相続財産を調査することになります。相続財産の調査方法としては、相続人の確定申告書等の確認や金融機関への問い合わせ、不動産登記簿謄本を取り寄せて抵当権の有無を確認する等のほか、被相続人宛の郵便物を確認する等の手段があります。ただ、被相続人の財産，特に負債を一元的に管理している機関はありませんので、いずれの調査方法によっても漏れが生じるおそれはあります。理想をいえば、生前、被相続人本人から財産状況についてよく聞いて把握しておくのが一番ですが、交流の薄い親戚であればそれは期待できません。そのようなケースでは、３か月の熟慮期間の間に被相続人にどれくらいの負債があるのかを調査し、確定することは困難であるのが通常です。このような場合には、家庭裁判所の審判により、熟慮期間の伸長が認められる場合がありますので、熟慮期間の伸長を検討することになります。伸長が認められる期間は、３か月が多いようですが、この伸長期間をもってしても財産調査が困難な事情等がある場合には、期間伸長の再度申立てを検討する必要があります。

4　相続財産の管理、単純承認したものとみなされる場合

上記のとおり、相続人は、熟慮期間内に、相続を承認するか放棄するかを決めることができます。相続を承認又は放棄するまでは、相続財産の帰属は未確定の状態です。この間、相続人は、相続財産を自己の財産とは区別して管理する必要があります。区別して管理せずに、例えば、相続人が熟慮期間内に相続財産を処分したり、隠匿したりした場合等には、法律上、単純承認したものと見なされますので、注意が必要です。被相続人の預金を払い戻して費消した、というケースがこれに当たります。ただ、特定の相続人を受取人に指定した被相続人の死亡保険金については、判例上、受取人の固有財産であり相続財産には属しないと解されていますので、これを処分しても単純承認をしたものとはみなされないと考えられます。

5 承認の種類、相続放棄

相続人は、熟慮期間内に、相続を承認又は放棄するかを決めることになりますが、「承認」には、次の２つの種類があります。１つ目が単純承認です。単純承認がなされると、被相続人の相続財産（負債を含む）を相続分に応じて全面的に承継することになります。熟慮期間内に何らアクションを取らなければ、単純承認をしたことになりますので、一番手軽な方法といえます。被相続人に負債がなく、又は積極財産が負債を上回ることが明らかである場合には、この方法を取るのが一般的です。

２つ目が限定承認です。限定承認がなされると、単純承認と同様に、相続人はその相続分に応じて相続財産を全て承継しますが、相続債務については相続した積極財産の限度においてのみ責任を負うことになります。負債がどれだけあっても積極財産の限度で支払えば足りるので、熟慮期間内に負債額を確定できず、後で負債が発見される可能性が否定できない場合等に安全な方法ですが、法律上、相続人全員が共同して裁判所に申立を行う必要があるため、相続人が多数に上り、利害の調整が難しい場合には、取ることが難しい方法です。また、税金についても、限定承認の場合には、単純承認の場合とは異なり、みなし資産譲渡所得税という特別の譲渡所得税が課せられますが、相続財産が多い場合にはそれなりの額になることもあります。なお、みなし資産譲渡所得税も相続財産の限度で支払うことになりますので、相続人が自己の財産で支払う必要はありません。

最後に、相続の放棄とは、相続開始により一応生じた相続の効果を、全面的・確定的に消滅させる行為をいいます。負債が資産を上回る場合等によく使われる方法です。相続放棄をすれば、はじめから相続人でなかったものとみなされ、代襲相続も発生しません。なお、相続放棄についても、限定承認と同じく、家庭裁判所で一定の手続きを取る必要がありますので、余裕をもって手続きをとられるようご留意ください。

6 最後に

以上、ほんの概要ですが、相続について見てきました。相続については専門的な知識が必要とされることも多くありますので、早い段階で専門家に相談するのをお勧め致しますが、実際にはなかなかそういう気持ちになれないのも実情です。このような場合、今回お話しした知識があれば、当面の対応は可能と思われます。お役立て頂ければ幸いです。

コラム

ＢＣＰ見直しで忘れてはいけない事（その２）

広報・渉外委員　大髙　宣光

BCP と建物の安全性

前号で BCP の見直しに当たっては、建物の管理運営のために「新たな技術基準」が必要であることを説明しましたが、何故そのようなものが建物の所有者として制定する必要があるのかを具体的に解説します。

複数の建物を保有する会社や官公庁では、それぞれの建物の完成年度も設計事務所も施工会社も異なることが普通です。また仮に同じ会社がすべて手掛けていたとしても、建設年度が異なると当然適用されている法律が異なります。

車の場合はどんなに古い車でも今の検査制度で検査が通らない物には乗ることができませんが、建物にはこのような制限がありません。現行法では許可にならない建物でも使い続けることができます。それが建築業界では誰もが知っている「既存不適格」と言われる建物です。

この「既存不適格」の建物は大規模改修等の際には現行法に合わせて見直しを行わなければなりませんが、この先もそのまま使い続けるのであれば、現在の法律に適合させるための改修工事もする必要が無く、法的義務もありません。

建物の安全性について最低限の基準を定めた建築基準法でさえ既存建物の安全性はバラバラのままですので、そのうえ更に設計事務所も施工時期も施工会社も異なっている建物であれば、使われている材料も違い、強度や安全性も異なっている事は当然の事実です。

これは規模と金額だけでその建物を発注した結果であり、発注者側が仕様を示して性能発注を行っていれば、仕様を指定された項目については、設計・施工の違いに関わらず、統一された基準で出来上がっていますので、「車検が通った車」と同様全に最低限の安全基準をクリアしていることになります。

つまり各事業所建物の安全基準が違っているままでは、そもそも事業継続を同じレベルで語れる事にはなりません。その最低限の安全基準が整って初めて BCP の策定が可能となります。

新たな技術基準の具体例

それでは次に前号で示した5つの基準作りについて解説します。

１．二次部材から生産設備まで含めた耐震基準について。

これは解説するまでもありませんが、現在行われている多くの耐震対策は主要構造部のみの耐震に留まっている事から、天井や壁の崩落、二重床、設備の倒壊・落下対策、更には工場内の生産設備についても共通の安全性を担保するべく耐震対策を行い、初めて BCP として機能する事を意味します。

２．延焼・類焼を考慮した部屋別用途別防火・耐火基準について。

多くの建物は建築基準法上の要件として室の用途や面積区画による防火区画が設定されていますが、建物を使う側から見ると燃えてはいけない重要な研究室や最先端生産設備が設置されている部屋は、当然防火区画で区切られているべきですし、その部屋に窓があり、建築基準法上の「延焼の恐れがある」隣地境界からの距離内の場合は、法規上は網入りガラスで良いのですが、資産を守るという立場であれば防火シャッターを設けるべきですので、建物所有者として部屋の用途別に防火・耐火性能基準を制定する必要すべきでしょう。

３．高潮・都市型水害対策も含めた水防・防水基準について。

これも防火・耐火の場合と同様に BCP の観点から守るべき設計基準として必要ですが、防火・耐火は部屋別に対応が可能であるのに対して、主に雨や上階からの漏水を対象とした防水対策と、高潮や都市型水害、津波などを対象とした水防対策については部屋別での対応が不可能なことが多く、建物又は敷地全体の外構設計まで含めた設計基準が必要です。

４．災害対策本部も含めた緊急用電力供給基準について。

現在多くの企業に於いて事業部制が導入され、その結果自社ビルの中に多数の事業部が入居し、それぞれの事

建物の外壁にこの建物の水防設計レベルを示したプレートを取り付け、後世に注意喚起を促した事例　（東京都港区内の某建物）

業要求基準に基づいて非常用電源を設置し、BCP に耐える準備がされている事と思いますが、建物側の非常用電源との整合性が取れていない事例を多く見かけます。UPS を更に UPS でバックアップしている事例などは、オートシャットオフが機能しない可能性もあります。

過去に筆者がある市の災対施設について検証を行った際には、市庁舎の災対本部への非常用電源の供給能力と、消防本部の非常用電源の供給能力が全く乖離していた事例や、氾濫警戒水位より低い場所に予備エンジンが設置されていた例などがあり、緊急時・非常時に対する統一的なインフラ維持基準が必要です。

5．非常時の解錠方法も考慮された入退室セキュリティ基準について

同じ社内でも事業部単位で個別にカード錠等が設置されている様な場合は、その事業部の人以外は緊急時に対応する事も出来ませんし、仮にマスターキーを持っている人が掃除のおばさんではセキュリティ管理の本質が疑われます。また電磁自動錠には通電時解錠、通電磁施錠、更には通電時保持タイプと瞬時通電タイプの組み合わせがありますので、これらの錠とコントローラーの使い分けについては、正しい知識に基づく設計基準が必要です。

停電時にバッテリーが切れても守るべきところは守り、開放すべきところは開放し、緊急駆け付け要員が解錠できる運用ルールと設計基準の整合が取れて初めてセキュリティーは担保されます。

カード錠や指紋認証錠等の最新の電子コントローラータイプの錠を導入した場合、これで安心と多くの人が勘違いしています。解錠できる鍵が2つしかない場合、解錠できる人はこの2つの鍵を持つ人だけですので、管理すべき対象者も対象物も明確です。ではそこにカード錠が導入され、20人が登録されたとします。管理すべき対象者は20人、対象物も20枚のカードとなり、鍵の管理の時より10倍も解除手法が増えた事になります。本当にこれでセキュリティ管理のレベルを上げた事になるでしょうか？　答えは否です。

これは電子コントローラータイプの錠を使用する場合は登録管理が如何に大切であるかを示しています。そもそも登録データが不正であれば、このデータで通行した場合の不正を発見する事は大変難しい作業になります。企業内で発生する犯罪のほとんどが社員及びその関係者である事から、錠、コントローラー等ハードの機能と、その運用についてのソフト管理を組み合わせた基準作りが必要です。

おわりに

規格・基準作りには経験豊富な専門のコンサルタントの存在が不可欠です。独りよがりな基準が出来てしまう事はその組織にとって最も危険な事ですし、出来上がった基準も定期的に見直す事が必要です。

コラム

ルドルフ・シュタイナーの遺産

広報・渉外委員　中村　清隆

ルドルフ・シュタイナーとは？

このコラムを読んでいるあなたは、どこかでルドルフ・シュタイナーの名を見ているはずです。注意して見ると、結構あちこちにシュタイナーの名を見ることができます。たとえば・・・・

1．**ドイツの自然塗料最大手のリボス社。**
　カタログ１ページに書いてある紹介文がこれ。
　「リボス自然健康塗料のスタートは、まだドイツですら「エコロジー」に関心がよせられていない1974年。世界的に著名なドイツの教育芸術家ルドルフ・シュタイナーの16人の女性の弟子が「自然と調和し、人間を育てる」シュタイナー哲学を理念に「自然塗料」の開発に取り組んだことから始まりました」
　※ここではシュタイナーは「教育芸術家」と紹介されています。
2．**天才マーケティングコンサルタント 神田昌典が去年発刊した「これから10年、活躍できる人の条件」で書いてある人生７年転期説は、シュタイナーの21歳までの成長変化を説いた精神発達『７年期』論をアレンジしたもの。**
3．**シュタイナー学校は、もう知らない人がいないくらい有名。**
4．**あのマリリン･モンローもシュタイナーのファンだった。**

シュタイナーと同世代のアントニオ・ガウディーは、その死後かなり評価を上げた。一方シュタイナーは、「建築」以外の分野で有名になっていった。ここでは世界中に広がった驚愕の「シュタイナー教育」に焦点を当てて見た。

シュタイナーを日本に紹介した今井兼次先生

シュタイナー建築の日本デビューは、早稲田大学教授故今井兼次先生のご尽力。先生は、欧州建築視察旅行で見たシュタイナーのゲーテアヌム、ガウディの作品群を日本に紹介した。建築様式の呪縛から分離（ゼツェッション）して、鉄とコンクリとガラスの時代を、どきどきしながら世界中で模索している最中に、シュタイナーもガウディも日本受けはしなかった。「こんなものは建築ではない」と。見直されたのは、あのコルビジェ作品1955年ロンシャンの教会出現の後のことである。コルビジェは２度ゲーテアムを見にドルナッハの地に来ている。シュタイナー研究は、今井先生→池原義郎先生→上松祐二氏とバトンがつながっていく。

今井先生は強烈な印象を元に、去年の「日事連４月号」で表紙を飾った長崎市に建つ日本26聖人記念聖堂でガウディ作品の面影を、佐賀市に建つ早稲田大学創始者大隈重信の大隈記念館にゲーテアヌムの面影を残している。

ルドルフ・シュタイナー（Rudolf Steiner 1861－1925）とは何者か

人智学運動の創始者。1861年、オーストリアに生まれる。1879年ウィーン工科大学入学。数学、物理学専攻だが、哲学に大きな関心を抱く。本格的研究課題はゲーテ研究で自然科学分野。1891年博士号取得。以後、各地でゲーテ研究、哲学、人智学に関する講演活動を行う。

1915年　シュタイナーの建築思想を形にした第一ゲーテアヌム完成。ヨーロッパで他に類をみない巨大木造建築であった。彼は、自らの建築思想を多くの模型とスケッチで表し、彼を信奉する建築家の協力を得、各国から芸術家等の協力も得て完成させた。ゲーテアヌムとは、「ゲーテ館」の意味。シュタイナー建築史観の集大成である。約千人の観客席を持つ劇場建築であり、1920年に開設した「自由ヴァルドルフ大学」の校舎となった。

1919年　ドイツ・シュトゥットガルトに、シュタイナー学校第一号が創設。教育者として始動開始。

ところが、第一ゲーテアヌムは、1923年元旦に放火により全焼してしまう。

めげないシュタイナーは、1925年から同地でＲＣ造の第二ゲーテアム着工。1928年まで３年かかって巨大なＲＣ躯体部分が完成した。大ホール内装まで完成したのは実に1957年のこと。第二ゲーテアムの完成を待たずにシュタイナーは亡くなっている。

シュタイナー教育とは？

1925年シュタイナー死去当時、シュタイナー学校は、ドイツに２つ、オランダとイギリスに一つづつ計４校あった。

シュタイナー教育の中心的理念は『芸術的に楽しく生き生きと教育を行なう』ということにある。

シュタイナー学校はヨーロッパ各国からアメリカ大陸にまで実践する学校が広がり、日本にも数校ある。現在、世界に1000校超の学校が存在する。


Rudolf Steiner
（1861 – 1925）


ロンシャンの教会


日本 26 聖人記念聖堂


◀大隈記念館


第一ゲーテアヌム▶

シュタイナーが教育適用年齢と考えたのは自我が確立する前の発達段階に当たる『21歳以下』。シュタイナーの精神発達論は、7歳までを『肉体』の段階『意志の成長』、14歳までを『エーテル体』の段階『感情の成長』、21歳までを『アストラル体』の完成『思考の成長』とするものであり、21歳以上になって自律的・主体的な自我機能が形成されると仮説している。『7年期』とも呼ばれる。

シュタイナー学校の存在を詳しく日本に紹介したのは、自身の留学中に自分の娘をシュタイナー学校に通わせた経験のある東大の研究員であった教育学者子安美知子が『ミュンヘンの小学生』という本を書いてから。２度目の留学中もシュタイナー学校に通わせ、12学年制の内８年間席を置いている。『ミュンヘンの中学生』を著作。

シュタイナー教育の特色

①12年制の一貫教育

②１～８年までクラス替えなし、同じ担任が受け持つ。

③エポック授業

主要な教科 (国語、算数、理科、社会) の中の１教科を数週間続けて勉強する授業がある。国語を４週間やっている間は算数はその間は全くやらないということになる。国語の４週間のエポックが終わったら、次の４週間は算数をやり、その間国語はやらない。

④教科書がない

１年生から５年生までは教科書を使わず、子どもたちが持っている「エポックノート」というものに１年を通して書き込みをしていく。彼らは自分の経験と学んできたこととを記録した、自分自身の「教科書」を作っていく。上級生になると、補助として教科書を使うようになる。

⑤芸術的科目

低学年では知的な教科には重点が置かれない。すべての教科は「芸術的」なやり方で導入される。また、あらゆる科目は常に生活・世界・生命と結び付けられていて、具体的なイメージを伴って伝わるよう配慮される。

⑥テストがない

シュタイナー学校には「テスト」というものがない。点数をつけるということがない。

⑦通信簿はどうするのか

通信簿も点数は当然つかない。学年の終わりに１度もらうだけ。中身は点数による評価ではなく、教科ごとに先生の評価が言葉で手書きされる。それから先生から見たその子の人物描写や勉強面の観察等が手書きされ、最後にその子にふさわしい、先生手作りの詩が書かれる。


第二ゲーテアヌム（正面）


第二ゲーテアヌム

「窓際のトットちゃん」

女優黒柳徹子さんの自伝。

徹子さんは、本の中で小学校１年の時、退学処分になったことを告白している。有り余る元気と好奇心が、普通の小学校では対応できなかったのであろうか。その後、ともえ学園に転入する。ともえ学園はすばらしい小学校だったようだ。徹子嬢はじめ、学校の児童は思う存分学園生活の中で個性を伸ばし、社会人になってからもおおいに個性を発揮して活躍しているという。

今はなきともえ学園の創始者である故小林宗作先生はかなり優秀な人。小学校卒だが検定試験で教員免許を取得、東京で小学校の先生でありながら、芸大の師範科にも通い、その後音楽教師になる。第１回ヨーロッパ留学に選抜され1925年（大正12年）に２年間留学。 ２回目が留学１年間1930年（昭和５年）。

リトミックも含め、ヨーロッパのいろいろな学校を視察。その中に当時４校あった話題のシュタイナー学校を見ていないわけはない。なぜなら本から読めるともえ学園の教育姿勢には、シュタイナー教育とかなりラップするものが感じられるからだ。トットちゃんは、シュタイナー教育の中で、すくすくと成長したのではないだろうか。

英語で「教育」は、エデュケート (educate) という。「エ」(e) は「外に」の意味。「デュケート」(ducate) は「導く」。これは、「もともと人間が自分の中にそなえているものを外に導き出すこと」

一方、漢字。「教」の旧字「教」。これを読み解くと、屋根に交差した木のある建物（校舎）に子弟を集めて、指導する先生がムチを打って励ますという意味。「教育」の考え方が、西洋と東洋とでは歴史的にも根本から違うのだろうか。

ルドルフ・シュタイナーの遺産

シュタイナー思想の中心である「人智学」。人間に対し、科学的にも医学的にも未解明な分野に大胆に踏み込んでいる。「オカルト的である」とも評される。その思想の理解は難しいと思う。彼の死後約90年経つが、彼の唱えていることが実証されればノーベル賞ものだろう。そのくらい大胆な説である。シュタイナーは教育・哲学・宗教学・芸術文学・医学・農業・建築などさまざまな分野に大きな影響を与えたが、思想が全て解明された日には、さらなる心の豊かさを享受することになるだろうと思う。それが、シュタイナーが残していった遺産である。

参考図書

「世界観としての建築」　上松祐二
「ルドルフ・シュタイナー」　上松祐二
「神智学」　シュタイナー著作集
「いかにして超感覚的世界の認識を獲得するか」　シュタイナー著作集
「神秘学序説」　高橋　巌
「シュタイナー教育の基本要素」　シュタイナー
「ミュンヘンの小学生」　子安美智子
「ミュンヘンの中学生」　子安美智子
「おもいっきりシュタイナー学校」　永田周一
「窓際のトットちゃん」　黒柳徹子

コラム

ＢＩＭ【Building Information Modeling】とは

BIM ワーキンググループ委員長　本澤　崇

●はじめに・・・

「BIM」とは、Building Information Modeling の略称で、IT 技術を応用した欧米生まれの新たな建築手法です。建物とこれに関わるあらゆる情報を、コンピュータ（以降 PC）内に建てた「3次元建築モデル」に集約統合し、これを建物データベースとして設計から施工、維持管理に至る生産から維持管理まで活用しようというものです。一般に BIM は建築情報の総合データベースであり、業務効率と生産性を上げるためのツールであると捉えられています。

建物データベース イメージ

●日本・世界の BIM 現状・・・

日本では2007年頃に注目され始め、2009年以降は大規模物件において建築生産の新たな手段として定着しつつあります。2009年の日本建築学会のシンポジウムで報告された「建築 CAD・BIM 利用実態調査報告」によれば、中小設計事務所も着々と BIM 導入を進めており、同学会所属の設計事務所のうち38%がすでに BIM を導入し、「デザイン検討」と「プレゼンテーション」で活用していると報告されています。

2007年そのころ、世界では BIM 先進国と呼ばれるフィンランド、デンマーク、ノルウェーの北欧三国及びアメリカで BIM での発注が盛んに行われ始めました。アジアでは2002年にシンガポールがいち早く建築確認申請を電子化。これを BIM で納品させることで自動化させようという計画が進められています。2013年から段階的に設計会社などに対し、建築確認申請の BIM での申請を義務付けており、2015年からは5000㎡を超える建物は、意匠、構造、設備のすべてを対象としています。これに合わせてシンガポールでは、建築設計事務

2012 栃木県建築士事務所協会 海外研修旅行で訪ねた
シンガポール『マリーナベイ・サンズ』

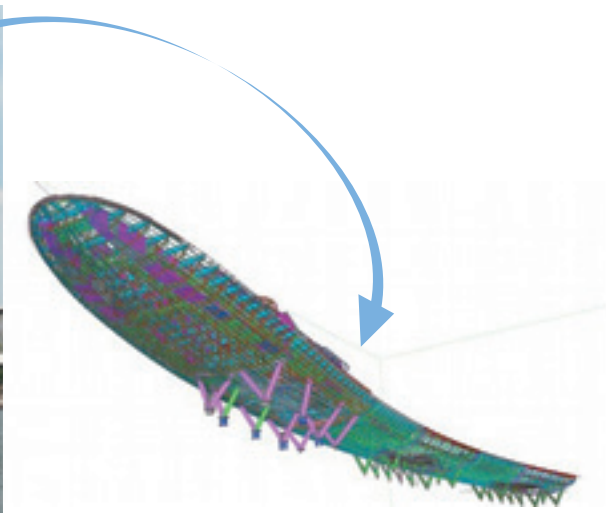

３棟の屋上にかかる【マリーナベイサンズ スカイパーク】
BIM モデル（資料：ヨンナム社）より

所等に対して、BIM 導入のためのソフトやハードの購入費や教育費、システムなどの人件費に対する補助を行っており、この段階で建築設計者の80%が BIM を導入することを目指すとしています。

●設計事務所にとって・・・

それでは BIM を活用することで設計事務所のメリットを考えると、PC 内でモデルデータを基に図面作成、シミュレーションが可能になり、図面だけでは不可能な明確さと速さで設計意図を伝達し、クライアントとの合意形成が可能といえます。設計者自身もアイデアを目で見て検討し、自身の設計の妥当性を確認できます。また、アルゴリズミック・デザインと称する、形を創造するための条件や処理手順をプログラムとして作り、PC で解析することによって様々な形を自動生成する方法も容易に行えることになります。

全ての図面が1つの建築モデルから自動的に作成されるので、整合が取れ図面間の相違も起こりません。そう考えると、設計作業としては、品質と生産プロセスの質を向上させる武器と言って良いのではないでしょうか。ただし、施工段階の問題点を設計段階で解決する「フロントローディング」による設計者の負担やその報酬。また、構造・電気・設備設計の足並みなど、意匠設計事務所としては検証すべき事項も多々残されていると言えます。

●終わりに・・・

紙や2次元 CAD による従来型の環境と、BIM の3次元建築モデルによるものは、想像以上に違いがあると思います。従来の CAD データは、手書き図面の線1本1本をデジタルデータに置き換えたものであり、紙ベースの物をコンピュータで表現したもので、基本的な部分については手書き図面とそう変わりません。

これに対して BIM モデルデータは、建物そのものを PC 内で構築してしまい、3次元で画像にしたものです。建築パーツの線ではなく、壁やドア、部屋等の建物自体の構成要素を、それぞれに属性情報を持たせています。初期段階で PC 内に仮想建築を建ててしまうということで、手書きから CAD に移行した技術革新のレベルでなく、今後の建築設計そのものの動向が変わるものかもしれない可能性を秘めています。

参考資料：
○日経 BP 社　「BIM 活用実態調査」の調査報告レポート
○日本建築学会　第13回建築 CAD・BIM 利用実態調査報告
○建設 IT ワールド　家入龍太公式サイト

■番外編：BIM ソフト　ArchiCAD16体験記

「ArchiCAD16」を使用して RC 造2階建ての小規模店舗の作図を体験。

壁ツール等部位ごとに図面を、平面を描くだけであれば、ベクターワークス等と大差が無いように感じる。単線で図を描く JWCAD とは作図の方法が異なるため、ベクターワークスを汎用ソフトとして使用している方が飲み込みは早いと思える。

壁や建具等の高さの情報を入力できるので、平面を描けば立・断面図、3D も同時に描かれ、図面の修正も1つの図面を修正すれば一括で反映される。建物の 3D パース、映像のウォークスルー等プレゼン用に使用するのであれば、導入してから短期間で活用出来そうである。但し、ArchiCAD16を使用するのに推奨される PC スペックがメモリ8GB 以上、グラフィックカード1GB 以上等、高スペックを要求される。従って導入する場合は、これらに相応する PC も必要と言える。

導入初期の段階では実施図での詳細図や確認申請における法的な図面は、使い慣れた汎用 CAD を併用しながらの対応になると考えられる。「ArchiCAD16」でも単体の2D 図面としての作図は出来るが、前述で延べた本来の BIM として能力を発揮するには相応の準備トレーニングが必要になる。

日　時：2012年12月7日（金）13:00 ～ 15:00
場　所：大塚商会宇都宮支店
参加者：㈱本澤建築設計事務所の若い衆

点検作業は念入りに

有限会社日事連サービス
相談役 中　川　孝　昭

笹子トンネル事故は人災の可能性が高い

2012年12月３日琉球新報のトップは、その前日、土砂降りの雨の中で行われた第28回「ＮＡＨＡマラソン」の記事が飾るはずでした。それを左端に追いやり大きな活字で「山梨・中央道　トンネル天井崩落　3台下敷き、4人超死亡」という惨事が報じられました。その後、ご存知のように、気の毒な犠牲者の数は9名となりました。私はその日、那覇市内のホテルのロビーでこの紙面を見ました。「管理講習会」の講師を務めるために滞在中だったのです。2つの記事に挟まれるように、「木下サーカス」が「迫力のある妙技に歓喜」と空中ブランコの写真とともに紹介されていました。それは、心を和ませる効果があったようで、沖縄に来ているんだなーと少しほのぼのとした気持ちにさせられました。

同じ新聞1面の「金口木舌」（きんこうもくぜつ）というコラムには、沖縄県の大宜味村に現存する「旧役場庁舎」の健在振りが紹介されていました。1925年生まれでトーハキ（米寿）を迎えた現在でも、鉄筋の腐食は見られないというのです。鉄筋コンクリートの公共建築物としては、県内で最長老となったそうです。トンネルと建築物という大きな違いはありますが、なんと言う皮肉な巡り会わせなのでしょうか。初期のコンクリート技術で、懸命に取り組んだ人たちの心意気が感じられます。6順目の年男を迎えた歳のせいだと言われてしまうのかも知れませんが、そうばかりとは思えません。地元では、次はカジマヤーだと意気込んでいるようです。97歳のお祝いということです。ちなみに、この大宜味村は長寿の村として知られていると、このコラムの冒頭には紹介されていました。

トンネル天井板崩落事故については、事故当初からマスコミが連日のように、新しい情報提供に努めています。2012年12月6日の日経ＢＰ社インターネット･サイト「ケンプラッツ」は「【天井板崩落】自治体にも12トンネル　笹子と同じ構造に」と伝えています。その時点における点検状況を盛り込んだ12のトンネルの情報が、表になって紹介されていました。

山梨県の国道137号線にある「新御坂トンネル」の開通は1967年となっており、事故を起こした「笹子トンネル」より10年も古いのです。点検結果は「県による点検を実施済み。結果は異常なし。今後、国と同等の緊急点検を実施予定。」重大事故の直後だけではなく、山梨県は、恐らく平時においても、県民の安全・安心に関する取組みが手薄なのではないかと勘ぐりたくなります。甲府韮崎線の愛宕トンネルも、県による点検だけですませています。緊急点検という、いわば緊急事態の対応については、国道に一級・二級の差もなければ県道との区別も必要ないはずです。

まして、事故のあった笹子トンネル東京側入り口と新御坂トンネルの甲府側出口の位置は、直線距離にして7ｋｍとは離れていないのです。交通量には大きな差があると思われるものの、こちらは中央道と平行するように走る現在の20号線が開通する以前はこちらが国道だったのです。そして、137号線は一宮御坂 IC において、中央道と20号線のコンビとは十文字に交差する関係にもあります。念のためにと思い、地図を調べてみたのです。それにしても、すぐ近くで深刻な事故が発生しても、自分のところは大丈夫という根拠のない「安全神話」がまたぞろ支配したのでなければよいのだが、とつい思ってしまいます。

これと対照的なのは、みなさんの栃木県の取り組みです。国道122号の日足トンネルは「笹子トンネル」よりも11年も新しいにもかかわらず、「国と同等の緊急点検を実施済み。結果は異常なし。」と報告されています。実は、表の中には他にも国レベルの点検を実施していないトンネルが5箇所あり、そのうち静岡市の新日本坂トンネルだけは、例外で12月5日に実施することが決まっていました。

生ぬるい検査規定にこそ問題

いずれにせよ国民の安全ということを考えての点検作業の内容が、自治体によってどうしてここまで異なるのか、理解に苦しむばかりです。真相の究明には時間がかかり、それから動き出していたのでは新たな事故が心配されます。事故直後の時点では「老朽化」が、最も疑わしい事故原因ということになったようですから、1977 年以前およびそれから５～ 10 年後以内に完成したトンネルの中で、「笹

子トンネル」と仕様を同じくするもののすべてを直ちに、原則通行禁止の措置にした上で、国レベルの緊急点検を実施するべきであったと思います。

2012年12月7日付け「ケンプラッツ」の「【天井板崩落】路面上からの目視だけ、05年の点検」という記事では、05年9月の点検作業では、手引書に定められている点検が行われていなかったことを明らかにしています。当時の責任者・関係者を探し出して、厳罰に処する必要があります。そのときに念入りな点検作業を行っていれば、今回の事故を防ぐことができたかも知れません。「業務懈怠」で罪に問えるはずです。

そして、事故直前の12年9月末に実施された詳細点検においては「作業員が届く範囲でボルトを打音検査」したものの、それ以外は「目視で点検」したことが報じられていました。「作業員が届く範囲」という殆ど意味を成さない安全点検には、開いた口が塞がりません。今回の天井板崩落事故は、人災である可能性が極めて濃厚であると私は考えます。

刻々と新しい情報が入る中で、2012年12月14日日経新聞朝刊には大きな活字で「笹子下り不具合670ヶ所　ボルト緩み・欠落など」と、やはりそうだったのかと思わせる「通行止め緊急点検」の結果が報道されていました。今年の夏も8月24日に愛車でここを走り抜けたばかりです。蓼科に山小屋を持つ友人を訪ねるのが、楽しみにしている年中行事だったのに・・・。

日本道路公団の「道路構造物点検要領」には、「天井板の上部に登り、目視などの配慮が必要である」と記述されるのみであるといいます。「目視などの配慮」などという生ぬるい規定を策定したこと自体に問題があると思います。日本道路公団の分割民営化により、施設の管理運営や建設を引き継いだ中日本高速道路（NEXCO 中日本）の管理上の責任が問われます。とはいえ、もっと危険な原発や「もんじゅ」そして六ヶ所村の処理施設への国の取り組みを見ていると、多くを期待することは難しいような気がしてなりません。昨年の漢字は、命より大事なお「金」！　今年も「自分の命は自分で守る」しかないようです。せめて、私たちの業務上の点検作業は、念には念を入れることにしましょう。

新賛助会員の紹介

大谷石産業株式会社

代表取締役　小林　義信

住所　〒321-0345 宇都宮市大谷町1196番地2
TEL　028-652-5171·3100　FAX　028-652-1851
H P　http://www.ooyaishisangyo.com

営業品目・取扱商品名
- 石材・建築業
- 企画・設計・施工
- 大谷石・田下石・採掘加工販売・建築石材

営業地域　全都道府県

アズビル株式会社

北関東支店宇都宮営業所

住所　〒321-0954 宇都宮市元今泉4-8-22
TEL　028-638-7051　FAX　028-638-7237
H P　http://www.azbil.com/jp/

営業品目・取扱商品名
- 自動制御桟器装置の開発、設計、製造、販売、施工、保守

営業地域　栃木県内

株式会社バル・デ・リオ

代表取締役　渡辺二三子

住所　〒320-0043 宇都宮市桜2-3-4
TEL　028-623-7772　FAX　028-623-7772
H P　http://www.kiripani.com

営業品目・取扱商品名
- 飲食店　ランチ・ディナー・宴会等

営業地域　宇都宮市内（宇都宮大附属中そば）

協会日誌

10月

1・「とちぎ材製品（スギ・ヒノキ）の放射能濃度検証事業」の結果説明会		
	県庁東館４階講堂で開催	（夏目 公彦副会長出席）
2・広報・渉外委員会開催	協会会議室で開催	
4・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
5・建築士事務所法意見交換会	ＪＩＡ会議室で開催	（佐々木 宏幸会長出席）
・日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会開催		
	東京帝国ホテルで開催	（佐々木 宏幸会長以下11名出席）
10・教育・情報委員会開催	協会会議室で開催	
12・経営委員会開催	協会会議室で開催	
・業務運営委員会開催	協会会議室で開催	
・ＢＩＭワーキンググループ開催	協会会議室で開催	
・平成２４年度建設業者講習会開催	宇都宮市文化会館で開催	（鈴木 忠雄事務局次長出席）
・とちぎの元気な森づくり県民会議第２回木づかい推進部会開催	県庁本館10階会議室で開催	（夏目 公彦副会長出席）
・建築相談会開催	協会会議室で開催	
15・広報・渉外委員会開催	協会会議室で開催	
17・耐震診断事前審査会開催	協会会議室で開催	
18～21・海外研修・親睦旅行実施	シンガポール2泊4日で開催	（佐々木 宏幸会長以下32名参加）
22・耐震診断判定会開催	協会会議室で開催	
23・日事連基本問題検討特別委員会開催	日事連会議室で開催	（佐々木 宏幸会長出席）
・建築士事務所法意見交換会開催	日本建築士会連合会会議室で開催	（佐々木 宏幸会長出席）
・第3回栃木県建設産業団体連合会専務理事・事務局長会議	栃木県建設産業会館で開催	（鈴木 忠雄事務局次長出席）
24・定例常任理事会（14:00～）・定例理事会（15:00～）開催	協会会議室で開催	
・平成25・26年度宇都宮市入札参加資格審査説明会	栃木県建設産業会館で開催	（鈴木 忠雄事務局次長出席）
29・宇都宮まちづくり推進機構第3回広報活動ワーキング会議開催	栃木県産業会館で開催	（佐々木 宏幸会長出席）
30・平成24年度建設労働者雇用安定支援事業に係る「社会保険未加入問題」と「若年労働者の人材育成」に関する集団相談会		
	栃木県建設産業会館で開催	（佐々木 宏幸会長以下4名で出席）
31・建築社会システム検討会開催	日本建築学会会議室で開催	（佐々木 宏幸会長出席）

11月

6・住宅の耐震普及ローラー作戦事前打ち合わせ	県庁研修館201会議室で開催	（小林 基業務運営委員長以下12名出席）
6・広報・渉外委員会開催	協会会議室で開催	
7・第24回栃木県マロニエ建築賞表彰式開催	県庁東館4階講堂で開催	（佐々木 宏幸会長出席）
8・定例常任理事会開催	協会会議室で開催	
9・宇都宮市建設産業団体連絡協議会「代表者会議」開催	佐藤栄一事務所で開催	（鈴木 忠雄事務局次長出席）
・建築相談会開催	協会会議室で開催	
13・教育・情報委員会開催	協会会議室で開催	
・総務・企画委員会開催	協会会議室で開催	
14・耐震診断事前審査会開催	協会会議室で開催	
・平成24年度栃木県建設雇用改善推進大会開催	ホテル東日本宇都宮で開催	（佐治 則昭副会長以下18名出席）
16・経営委員会開催	協会会議室で開催	

19・耐震診断判定会開催　協会会議室で開催
20・東京ガス株式会社　熱電プラザ2012見学会（東京ビッグサイト）　（佐々木 宏幸会長以下43名参加）
21・政策懇談会開催　栃木県建設産業会館で開催　（佐々木 宏幸会長・佐治 則昭副会長出席）
21～22・住宅の耐震普及ローラー作戦実施　県内各市町で開催　（参加者28名）
22・ＢＩＭ講習会開催　栃木県自治会館で開催　（参加者63名）
・業務運営委員会開催　協会会議室で開催
26・第3回栃木県建設産業団体連合会正副会長会議並びに団体長会議開催
栃木県建設産業会館で開催　（三柴 富男副会長出席）
・平成24年度安全・安心の道づくりを求める県民会議開催　栃木県総合文化センターサブホールで開催
（佐々木 宏幸会長以下11名で参加）
28・定例常任理事会（14:00～）・定例理事会（15:00～）開催　協会会議室で開催
29・日事連通常理事会開催　東京八重洲富士屋ホテルで開催　（佐々木 宏幸会長出席）
・日事連政経フォーラム開催　東京八重洲富士屋ホテルで開催（佐々木 宏幸会長・藤田 公行専務理事出席）
・日事連全国会長会議開催　東京八重洲富士屋ホテルで開催（佐々木 宏幸会長・藤田 公行専務理事出席）

12月

3・六団体連絡協議会開催　協会会議室で開催
4・経営委員会開催　協会会議室で開催
6・平成24年度公共建築設計懇談会開催　建築会館会議室で開催　（佐々木 宏幸会長出席）
7・定例常任理事会開催　協会会議室で開催
11・教育・情報委員会開催　協会会議室で開催
12・日事連関東甲信越ブロック協議会開催　日事連会議室で開催　（佐々木 宏幸会長・佐治 則昭副会長・
夏目 公彦副会長・藤田 公行専務理事出席）
13・六団体連絡協議会開催　協会会議室で開催
・栃木県建築三団体協議会開催　ホテルニューイタヤで開催（佐々木 宏幸会長・夏目 公彦副会長
田村 哲男常務理事・藤田 公行専務理事出席）
14・耐震診断事前審査会開催　協会会議室で開催
18・定例常任委員会（14:00～）・定例理事会（15:00～）開催　協会会議室で開催
19・耐震診断判定会開催　協会会議室で開催
21・広報・渉外委員会開催　協会会議室で開催
・業務運営委員会開催　協会会議室で開催
27・総務・企画委員会開催　協会会議室で開催

協会活動通信

11/20

熱電プラザ2012見学会
（東京ビッグサイト）

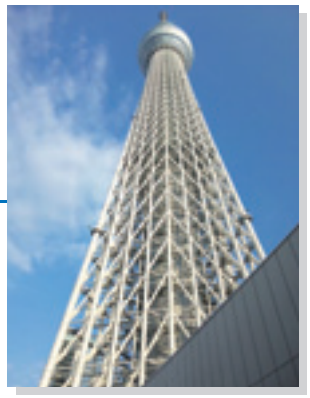

スカイツリー見学

懇親会

1/8

栃木県建築産業団体連合会　賀詞交歓会

懇親会

編集後記

君島：よい年でありますように
中村：H25年、激動の年になりそう？
新井：シンガポール研修旅行で私の撮った写真が何枚か使ってもらえました。役に立って良かったです。
大武：若い委員メンバーに助けられて楽してます。今年も宜しく。
酒井：あけおめ… ことよろ… 無事、卒業と思いきや…、平委員…、降格（笑）
横松：今年もよろしくお願いします。
永野：今年も一年いい年でありますように。
栗原：今年も引き続きWebsiteの編集担当としてよろしくお願いします。
大高：期待値ではなく、実経済が回復しますように。
堀　：またまたの欠席、すみません !! 会員の皆様にとりまして、2013 年が『素敵な一年』になりますようご祈念致します。

発行所

社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長　佐々木宏幸

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号
TEL 028(621)3954　FAX 028(627)2364
HP : http://www.tkjk.or.jp/　E-mail : info@tkjk.or.jp